

「国保特定健診」・「後期高齢者健診」実施中!

生活習慣病は自覚症状のないまま進行することが多く、早期発見のためには健診を受けることが大切です。年に一度の健診で、健康な毎日をお過ごしください。

対象者

【特定健康診査】

40歳以上のあま市国民健康保険被保険者(昭和23年7月1日～昭和59年3月31日の間に出生)
※5月下旬に「特定健康診査受診券」(クリーム色の封筒)を送付しています。受診時点であま市国民健康保険の資格がない方は、受診できません。なお、4月2日以降にあま市国民健康保険に加入し受診を希望される方は問合先までご連絡ください。

【後期高齢者健康診査】

後期高齢者医療制度の被保険者(昭和23年6月30日までに出生)
※5月下旬または誕生月の翌月末に「後期高齢者医療健康診査受診券」(紫色の封筒)を送付しています。

健診期間 10月31日(火)まで 健診期間の終了間際は大変混み合いますので、お早めの受診をお勧めします。

健診料 無料

受診方法 海部地区・津島市指定医療機関(健康診査受診券と同封の指定医療機関一覧を参照)からご希望の医療機関へ予約をし、受診をしてください。

問合先 保険医療課(保健事業グループ) ☎462・6683 FAX443・3555

特定工場をお持ちの事業者の皆様へ 工場敷地内の緑地基準等を緩和しました

あま市工場立地法地域準則条例を令和5年6月29日より施行し、工場立地法による緑地等の設置基準を緩和しました。事業の拡大や新規立地の際にぜひご活用ください。

○対象

敷地面積が9,000㎡以上または建築物の建築面積が3,000㎡以上の製造業等に係る工場または事業所(特定工場)

○市が定める基準

対象区域における緑地・環境施設※1の敷地面積に対する割合や重複緑地※2の基準を、国が定める基準に代えて下記のとおり定めます。

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率※3
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内
工業地域	5%以上	10%以上	
市街化調整区域	5%以上	10%以上	

※1 環境施設…緑地や修景施設・屋外運動場等

※2 重複緑地…屋上緑化、壁面緑化及び緑化駐車場等

※3 重複緑地算入率…緑地面積に含めることが出来る重複緑地の割合

○あま市工場緑化に関するガイドライン

緑地基準の緩和に合わせて、工場緑化に関する市の考え方を示したガイドラインを策定しましたので、ご協力をお願いします。

○基準・ガイドラインの詳細、届出のご相談については、企業誘致対策課へお問い合わせください。

問合先 企業誘致対策課 ☎444・1372 FAX 441・8387